

香美市 支払案内サービス利用申請書(新規・変更・廃止)

ユーザID	392120zm							※ユーザIDは変更（メールアドレス） ・廃止の申請時のみ記入
申請人	住 所							
	氏 名	※法人の場合は, 名称, 代表者職名, 代表者氏名を入力してください。						
	電話番号							
申請区分 (○をつけること)		新規 ・ 変更(メールアドレス) ・ 廃止						

(注意事項等)

1. 支払案内サービスのユーザは、送付いただく請求書に記載された住所・事業所名ごとに登録されます。
ユーザに紐付けされるメールアドレスは、1事業所に対し1メールアドレスになり、1つのメールアドレスを複数の登録に使用することはできません。

〈事業所の支店・支所ごとに請求書を発行されている場合〉

株式会社A	山田支店	→	メールアドレス	a-yamada@...	}	不可
	香北支店	→	//	a-yamada@...		
株式会社A	山田支店	→	メールアドレス	a-yamada@...	}	可
	香北支店	→	//	a-kahoku@...		

2. 利用申請書の提出はメールにてご提出ください。
なお、お送りいただいたメールアドレスが、支払案内サービス利用登録用メールアドレスとして登録されます。
3. 支払案内サービスからサービス利用登録用メールアドレス宛に「ユーザID・仮パスワード」についてのメールが自動送信されます。メール送信日から30日以内に初回ログイン・仮パスワード変更が必要となります。
なお、期限が過ぎた場合につきましては、再度、支払案内サービス利用申請書の提出が必要となります。再提出の際には、メールの本文に「30日以内にログインできていないため、再提出である」旨の記載をお願いします。
4. 支払案内サービスへのアクセスは、セキュリティの関係上、日本国内からのアクセスのみ可能です。国外からのアクセスはできません。
5. 支払案内サービスの利用料は無料です。ただし、インターネットの通信料は事業所様負担となります。

申請人について

- 法人の場合 所在地、名称、代表者職名、代表者氏名、電話番号を入力ください。
- 個人の場合 住所、氏名、屋号等ある場合はその名称、電話番号を入力ください。

申請区分について

- ①支払案内サービス利用申請 新規
本サービスの利用を開始するときにご提出ください。
- ②支払案内サービス利用申請 変更（メールアドレス）
支払案内サービス登録用メールアドレスを変更するときに限り、ご提出ください。
- ③支払案内サービス利用申請 廃止
本サービスの利用を廃止するときにご提出ください。

該当する申請区分に
○をつけてください

利用申請から支払案内サービス閲覧までの流れ（※新規登録・メールアドレス変更とも同様の流れとなります）

- (1) 【事業所様】 支払案内サービス利用申請書をメールにて提出。
※提出先メールアドレス：kaikai@city.kami.lg.jp
- (2) 【香美市側】 支払案内サービスから支払案内サービス利用登録用メールアドレス宛に「ユーザID・仮パスワード」についてのメールが自動送信されます。
- (3) 【事業所様】 上記メールに記載されたユーザID・仮パスワードを用いて、支払案内サービスにログイン。
※メール送信日から30日以内に初回ログイン・仮パスワード変更が必要です。
- (4) 【事業所様】 支払案内サービスにて支払明細を閲覧することができます。
※初回ログイン・仮パスワードの変更は自動送信メール受信後から可能です。

■支払案内サービスから自動送信された「ユーザID・仮パスワード」についてのメールは、「no-reply-kamicity@shiharai-annai.com」より送信しますが、セキュリティ設定や迷惑メール対策等で、メールが事業所様に正しく届かないことがあります。
事業所様にはお手数をおかけしますが、次のドメインのメールを受信できるように、各種設定（迷惑メール設定から解除等）を行っていただくようお願いいたします。ドメイン「@shiharai-annai.com」

■支払案内サービスへの掲載情報は、掲載から2年経過すると自動削除されます。
支払情報を保存する必要がある場合は、事前にダウンロードするなど事業所様にて別途保存をお願いします。

■支払案内サービスの利用を廃止した場合は、上記の自動削除期間にかかわらず、支払情報が削除されます。
支払情報を保存する必要がある場合は、事前にダウンロードするなど事業所様にて別途保存をお願いします。